

平成22年(行ウ)第37号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 小林洋一

被告 和泉市長

補助参加人 井坂善行他 1名

原告第6準備書面

平成22年10月18日

大阪地方裁判所第2民事部(乙係) 御中

原告 小林洋一

原告は被告第4準備書面に以下反論する。

1 監査請求前置の欠缺の主張について

被告は、「監査請求の対象には、松尾寺グラウンドの整備(ないし整備費相当額の損害賠償請求権)の行使は該当するものの、松尾寺グラウンドの敷地の公租公課減免や、竹中土木にさせてはいない松尾寺グラウンドの撤去は含まれていない。したがって、訴外独立行政法人都市再生機構に対する公租公課減免額6,030,620円と松尾寺グラウンドを撤去するのに要する費用3,407,250円にかかる請求は、適法な監査請求を経ていないから却下を免れない。」と主張する。

しかしながら、監査請求前置について判例は

住民は、監査請求をする際、監査の対象である財務会計上の行為又は怠る事実を特定して、必要な措置を講ずべきことを請求すれば足り、措置の内容及び相手方を具体的に明示することは必須ではなく、仮に、執るべき措置内容等が具体的に明示されている場合でも、監査委員は、監査請求に理由があると認めるときは、明示された措置内容に拘束されずに必要な措置を講ずることができるから、監査請求前置の要件を判断するために監査請求書に記載された具体的な措置の内容及び相手方を吟味する必要はないといわなければならない。そうすると、住民訴訟においては、その対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について監査請求を経ていると認められる限り、監査請求において求められた具体的措置の相手方とは異なる者を相手方として右措置の内容と異なる請求をすることも、許されると解すべきである。(最高裁第2小法廷 平成10年7月3日)

と判示する。

このように監査請求でのその対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について監査請求を経ていると認められる限り、監査請求において求められた具体的措置の内容と異なる請求をすることも許されるから、違法な松尾寺代替グラウンドの整備が原因となって生じた和泉市の損害の対象に訴外独立行政法人都市再生機構に対する公租公課減免額及び松尾寺グラウンドを撤去するのに要する費用を含めることに何ら問題はない。

以上